

(案)

防府市自治基本条例の
見直しに関する提言書

令和　　年　　月　　日

防府市自治基本条例推進協議会

はじめに

防府市では、地方分権改革の進展と、人口減少や少子高齢化の急激な進行を背景に、自治の基本ルールを定めた市の最高規範である「防府市自治基本条例」が平成22年4月に施行されました。

本条例第32条には、条例施行日から4年を超えない期間ごとに、市民参画の下、見直しについて検討し、必要な措置を講じることが規定されています。

この規定に基づき、施行から16年目を迎えた令和7年2月に、学識経験者、団体等から推薦された者、公募市民の9名で構成する「防府市自治基本条例推進協議会」が設置されました。

協議会では、現在の社会情勢や市の取組などを踏まえ、条例改正の必要性及び条例の運用状況について、条文ごとに検証を行いました。

特に、近年、社会的課題となっている空き家問題等にも着目し、この条例が時代に即しているかについて、他市の自治基本条例との比較も行いながら、協議を重ね検証を進めてまいりました。

このたび、この検証及び協議の結果を、提言書としてとりまとめましたので、提出いたします。

提言書の趣旨を御理解いただき、それぞれの課題や問題点について改善に努めるとともに、防府市の自治の最高規範である本条例の理念、目的の実現に向けた市政運営をお願いいたします。

防府市自治基本条例推進協議会
委員長 横田尚俊

目 次

1	検証の結果	1
(1)	条例の見直しについて（提言）	
(2)	運用状況について（意見）	
2	防府市自治基本条例推進協議会の概要	5

1 検証の結果

条例の見直しに当たり、第1回目の防府市自治基本条例推進協議会（以下「協議会」という）において、市民自治の推進状況や社会経済情勢の変化等を考慮して運用状況を点検し、意見を集約した提言書を提出することを確認し、協議を行うこととしました。

また、条例が活用されているか、規定内容が時代や社会情勢の変化に対応しているかに着目し、全ての条文について検証を行いました。検証結果等から、条例の見直しの必要性について検討した結果、今回の見直しでは継続審議の必要があるものの、条例改正の必要性はないとの結論に至りました。

各条項及びそれらに基づく市の取組み状況について検証した結果を

（1）条例の見直しについて

（2）運用状況について

の2つの区分に整理し、以下のとおり提言します。

（1）条例の見直しについて（提言）

ア 条例の見直し（第3条）

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 市民 市内に住所を有する人をいいます。
- 二 市民等 市民、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内で事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。
- 三 市長等 市長その他の執行機関をいいます。
- 四 参画 政策の形成、実施及び評価の各過程に自主的にかかわることをいいます。
- 五 協働 市民等、市議会及び市長等が、それぞれの役割と責務を自覚するとともに、互いを尊重し、協力して取り組むことをいいます。

第3条第2号では、この条例における市民等の定義を定めています。

近年、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、空き家などの不動産の維持管理が地域課題となっています。そのため、市外に住所を置く不動産所有者を、市民等の定義に含めることについて意見が出されました。

市外に住所を置く不動産所有者を市民等に含めることで、今後、市が施策を進める場合に、そういう方にも責務を課しやすくなるのではないかという意見が出ました。

一方、自治基本条例は、市における自治の基本理念や基本原則を定めたものなので、空き家などの問題については、個別の法令で対応する方が、より実効性が

あるのではないかという意見も出ました。

協議の結果、市外に住所を置く不動産所有者にとどまらず、地方創生政策における関係人口の特性なども想定しながら、市民等の定義を今後再検討すべきであり、今回の見直しにおいては条例改正を行う必要はないとの結論に至りました。

今後も協議会において、市民等の定義が時代に即しているかについて、継続して検討されるよう要望します。

（2）運用状況について（意見）

ア 市議会の役割と責務（第8条）

第8条では、市議会は開かれた議会運営を行うため、情報提供及び情報公開を積極的に推進することが規定されています。市では、議会をインターネットによりリアルタイムで中継され、1週間後には録画が視聴できます。

協議会においては、議会がインターネットで視聴できることを知らない市民もおられることから、更なる周知に努める必要があると考えます。

イ 市の職員の責務（第12条）

第12条では、市の職員は自己啓発並びに職務に必要な知識の習得及び技能の向上に努めることが規定されています。これにより、市では通信教育や自主講座の実施などの取組をされています。

協議会においては、市民サービスの向上のため、人事異動をした職員や新人職員に対し、早い時期に所属の業務について研修する必要があると考えます。

また、会計年度任用職員については、実務的なことや公務員としての倫理、接遇についての研修の充実も必要と考えます。

ウ 総合計画（第13条）

第13条では、市長等は総合計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営に努めることが規定されています。これにより、市では総合計画に掲げる事業の進捗状況について、図やイラストを活用し、分かりやすく情報発信をされています。

協議会においては、このような取組を継続・推進していただきたいと考えます。

エ 公益通報（第21条）

第21条では、市の職員は、市政の運営において違法又は不当な事実があることを知ったときは、速やかにその事実を通報しなければならないとし、その公益通報を行ったことを理由に不利益な扱いを受けないことを保障されると規定されています。市では、適法かつ公正な市政の運営を目的とし、防府市職員等公益通報実施要綱を制定されています。

協議会においては、この条文及び要綱に基づき、公益通報制度について、適切な運用に努めていただきたいと考えます。

オ 意見聴取（第27条）

第27条では、市長等は、特に重要な条例の制定又は改廃及び特に重要な計画の策定又は改廃をしようとするときは、広く市民等の意見を求めることが規定されています。

協議会においては、アンケート調査を実施される際には、調査方法や設問を工夫し、市民の声をしっかり聞けるよう努めることが必要であると考えます。

力 協働の推進（第30条）

第30条では、市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体のそれぞれの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めることが規定されています。

協議会においては、地域の社会的課題の解決に向けて、地域コミュニティやNPO法人等の市民活動団体が、より充実した支援を受けられるよう、取組を進める必要があると考えます。

キ 国、山口県及び他の自治体との連携（第31条）

第31条では、市長等は、共通する課題若しくは広域的な課題の解決又は行政サービスの向上を図るため、他の自治体と相互に連携し、協力することが規定されています。

協議会においては、このような他市町との連携は、広域的な課題の解決や市の交流人口の増加にもつながるため、引き続き取組を進めることが必要であると考えます。

2 防府市自治基本条例推進協議会の概要

（1）開催状況

	開催日	内容
第1回	令和7年2月13日	<ul style="list-style-type: none">・協議会設置の趣旨説明・防府市自治基本条例制定の経緯と概要について・前回協議会の協議内容と提言書について・今後の進め方
第2回	令和7年4月23日	<ul style="list-style-type: none">・防府市自治基本条例運用状況の検証 (前文～第6章)
第3回	令和7年5月28日	<ul style="list-style-type: none">・防府市自治基本条例運用状況の検証 (第7章～第10章)
第4回	令和7年7月30日	<ul style="list-style-type: none">・防府市自治基本条例の見直しについて・防府市自治基本条例の運用状況等について
第5回	令和7年10月12日	<ul style="list-style-type: none">・防府市自治基本条例見直しに関する提言書（案）について

(2) 委員名簿

防府市自治基本条例推進協議会 委員名簿

(敬称略)

No.	区分	氏名	所属団体等
1	学識経験者 (委員長)	横田 尚俊	山口大学人文学部
2	学識経験者 (副委員長)	横澤 秀明	中山・石村法律事務所
3	団体等から 推薦された者	山野 悅子	防府市地域協働支援センター
4	団体等から 推薦された者	新家 義則	防府市自治会連合会
5	団体等から 推薦された者	石田 和雄	防府市社会福祉協議会
6	団体等から 推薦された者	山本 憲司	防府商工会議所
7	公募による者	森川 智子	
8	公募による者	今井 邦子	
9	公募による者	石井 進	

※任期：令和7年2月1日から防府市自治基本条例の見直しに関する検討が
終了するまで

（3）協議会設置要綱

防府市自治基本条例推進協議会設置要綱

令和6年1月1日制定

（目的及び設置）

第1条 防府市自治基本条例（平成21年防府市条例第25号）第32条の規定に基づき、防府市自治基本条例の見直しを検討するに当たり、広く市民等の意見、提言等を反映するため、防府市自治基本条例推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 協議会は、次の区分による委員10人以内をもって組織し、委員は市長が依頼する。

- （1）学識経験者 2人以内
- （2）団体等から推薦された者 4人以内
- （3）公募による者 4人以内

2 前項第3号の公募による者の募集及び選考については、別に定める。

（任期）

第3条 委員の任期は、防府市自治基本条例の見直しに関する検討が終了するまでとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 協議会の委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認める場合において、委員以外の者の協議会への出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

（事務局）

第6条 協議会の事務局は、総合政策部地域振興課に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

防府市自治基本条例推進協議会

事務局 防府市総合政策部地域振興課

〒747-8501

防府市寿町7番1号

連絡先 TEL 0835-25-2253

FAX 0835-23-4300

E-mail suishin@city.hofu.yamaguchi.jp
